

# 「たばこの煙のないお店」実施要領

## 1 目的

受動喫煙対策に取り組む飲食店又は喫茶店を「たばこの煙のないお店」として登録し、県民の健康づくりを支援する社会環境の整備を図る。

## 2 対象

禁煙が終日適正に実施されている県内（鹿児島市を除く。）の飲食店又は喫茶店を対象とする。

## 3 登録要件

飲食店又は喫茶店のうち、次の(1)～(3)のいずれかに取り組む店舗を「たばこの煙のないお店」として登録する。

### (1) 敷地内禁煙

次のア～ウの全てを満たしている。

ア 敷地内（建物を含む。）が全て終日禁煙である。

イ 敷地内（建物を含む。）が全て終日禁煙であることを敷地内に標示している。

ウ 敷地内（建物を含む。）に終日灰皿等を設置していない。

### (2) 建物全体禁煙

次のア～エの全てを満たしている。

ア 建物全体が終日禁煙である。

イ 建物全体が終日禁煙であることを建物内に標示している。

ウ 建物全体に終日灰皿等を設置していない。

エ 屋外に喫煙場所を設置している場合は、建物の出入口における受動喫煙の防止に配慮している。

※「建物全体」には、テラス席等で飲食を提供するスペースを含む。

### (3) テナント等禁煙

次のア～エの全てを満たしている。

ア テナント等の内部が終日禁煙である。

イ テナント等の内部が終日禁煙であることを店舗内に標示している。

ウ 屋内の共用部分からテナント等の内部にたばこの煙と臭いが入らない。

エ テナント等の内部に終日灰皿等を設置していない。

## 4 登録手続き

### (1) 登録の申請

登録を希望する飲食店又は喫茶店は、登録申請書（以下「申請書」という。）（様式1）及び登録申請概要確認書（以下「確認書」という。）（様式2）に必要事項を記入し、所在地を所管する地域振興局（支庁）健康企画課長、屋久島事務所長又は徳之島事務所長（以下「関係課長等」という。）に提出する。

## (2) 審査及び登録

関係課長等は、申請書及び確認書の内容が登録要件に合致するか審査し、適切であると判断した場合は、様式3により登録の通知を行うとともに、登録証（様式5）とステッカーを交付し、登録表（様式6）に記載する。

また、登録要件に合致しないと判断した場合は、様式4により通知を行う。

## (3) 登録証の掲示

「たばこの煙のないお店」登録店（以下「登録店」という。）は、利用者から見えやすいように登録証（様式5）及びステッカーを掲示する。

## (4) 登録店に係る情報提供

公表について同意が得られた登録店については、県ホームページに掲載するなど広く県民に情報提供を行う。

## (5) 登録期間

登録期間は、登録の日から起算して2年を経過した日の属する年度の末日までとする。

なお、登録を更新した場合の登録期間は、3年間とする。

## (6) 登録の変更

登録店は、店舗名、代表者等に変更を生じた場合は、速やかに変更等申請書（様式7）を提出するものとする。

なお、登録区分の変更の場合は確認書（様式2）及び登録証（様式5）を、店舗名の変更の場合は登録証（様式5）をそれぞれ添付の上、変更等申請書（様式7）を関係課長等に提出するものとする。

## (7) 登録の取下げ・廃業

登録店は、登録を取り下げる場合又は廃業する場合は、変更等申請書（様式7）を提出するとともに、登録証（様式5）及びステッカーを関係課長等に返却するものとする。

なお、店舗の所在地の変更は、旧店舗の登録の取下げ及び4(1)による新店舗の登録として手続きを行うものとする。

## (8) 登録の更新

ア 関係課長等は、登録店に対し、登録期間の満了日の2か月前までに、文書等により登録更新手続きについて案内する。

イ 登録店は、登録の更新を希望する場合は登録期間の満了日の1か月前までに、登録更新申請書（様式8）を関係課長等に提出するものとする。

なお、登録区分に変更がある場合は、登録更新申請書（様式8）に確認書（様式2）及び登録証（様式5）を添付の上、関係課長等に提出するものとする。

## (9) 変更、取下げ及び更新の申請に係る事務処理

関係課長等は、(6)～(8)の申請を受けた場合は、(2)に準じて事務処理を行う。

## 5 登録の取消し

関係課長等は、登録店が次に掲げる事項に該当することを確認した場合は、登録を取り消すことができる。その場合は、関係課長等は取消通知書（様式9）を登録店に送付し、通知を受けた登録店は

，速やかに登録証（様式5）及びステッカーを返却するものとする。

- (1) 公序良俗に反するものや社会的な非難を受けるおそれのあるもの
- (2) たばこの煙のないお店の登録要件を遵守しないもの
- (3) 既に廃業していることが明らかになったもの
- (4) その他登録店としてふさわしくないもの

## 6 登録等の報告

関係課長等は、4の(2)、(6)、(7)、(8)及び5に基づく登録店の新規登録、変更、取下げ、廃業、更新及び取消しを行った場合は、その都度、登録事項等報告書（様式10）により健康増進課長へ報告する。

## 7 その他

健康増進課長は、この要領に定めるもののほか必要な事項は別に定めることができる。

### 附 則

この要領は、平成26年3月11日から施行する。

### 附 則

この要領は、令和元年12月19日から施行する。

### 附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。